令和4年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和4年10月 7日(金) 開会 午前10時 2分 閉会 午後 2時47分

場所 第3委員会室 出席委員 松澤正委員長

杉田茂実副委員長

浅井明委員、立石泰広委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、

岡村ゆり子委員、岡重夫委員、石渡豊委員、辻浩司委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、谷戸典子人財政策局長、 新井哲也契約局長、片桐徹也人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、 須田茂利文書課長、松澤純一学事課長、岩崎正史税務課長、 田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、 森田克枝総務事務センター所長、江口昌稔行政監察幹、小川裕嗣入札課長、 島崎二郎入札審査課長、渡邉和貴県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

松井直行営繕課長

塩原浩世施設課長

細野正人事委員会事務局長、

澁澤幸人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

[県民生活部関係]

真砂和敏県民生活部長、市川善一県民スポーツ文化局長、

田沢純一県民共生局長、浅見健二郎参事兼広報課長、小田恵美県民広聴課長、

田辺勝広共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、

川端秀治共生推進幹、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、

廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、若松孝治消費生活課長、

菅原誠防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結 果
第116号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算 総務部関係及び県民生活部関係	(第4号) のうち	原案可決
第118号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指 を改正する条例	定する条例の一部	原案可決
第120号	工事請負契約の変更契約の締結につ 地域特別支援学校(仮称)新築工事		原案可決
第121号	工事請負契約の締結について (運転 習施設 (仮称) 庁舎新築工事)	免許本部高齢者講	原案可決
議第28号	埼玉県防犯のまちづくり推進条例の 例	一部を改正する条	原案可決

2 請願 なし

報告事項 (県民生活部関係)

屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について

【知事提出議案に対する質疑(総務部関係)】

浅井委員

- 1 学校に対する補助額の算出方法について伺う。
- 2 光熱費等の高騰分12.3%の算出方法について伺う。

学事課長

- 1 運営費補助の対象学校から提出された決算書類を基に、学校全体の光熱費等の総計に対して、物価上昇率12.3%を乗じて価格高騰分を算出する。この数値から生徒一人当たり単価を算出する。各学校への補助に当たっては、この生徒一人当たり単価に、各学校の生徒数を乗じて、補助を実施することを考えている。学校全体の決算値をベースに積算しているため、おおむね実態に見合った補助になると見込んでいる。
- 2 光熱費等の費目ごとに、直近の6か月である令和4年2月から7月までの平均と、その前の6か月である令和3年8月から令和4年1月までの平均を比較し、それぞれの物価上昇率を算出した。そして、各費目の物価上昇率を加重平均して、光熱費等の物価上昇率12.3%を算出したものである。

浅井委員

OPECプラスが11月から原油生産ベースを日量200万バレル減産すると報道されている。これが実施された場合、ガソリン価格や電気料金等の上昇につながると考えるが、今回の補正で足りるのか。

学事課長

今回の補正は、激変緩和に対する一時支援金という形で補助させていただくものと考えている。激変緩和効果は一定程度あるものと見込んでいる。国では、10月末を目途に経済対策を取りまとめ、電気料金等の高騰に対する負担緩和を目的とした新たな対策が盛り込まれるとの報道もされている。今回の補正が一時支援金であるという点も踏まえ、国の動きや今後の物価高騰の動きなど注視しながら、どういった対応ができるのか検討していく。

辻委員

- 1 今回、全庁的に光熱費等の高騰に対する補正予算を計上しているが、高騰分12.3% は全庁共通なのか、それとも総務部独自の数値なのか。
- 2 落札金額が調査基準価格未満であるが、どのような調査を行ったのか。

学事課長

1 直近6か月の平均とその前の6か月の平均の比較を行うところまでは、他部局も同じである。その後、高騰分の数字を算出する際、各部局で異なってくる。例えば、福祉部では、高齢者施設等に対する補正予算を計上しているが、高齢者施設の場合、入所系施設は24時間稼働しており、訪問系施設は車を頻繁に使用しているなど、施設の性質によって光熱費等にばらつきが出る。このため、福祉部では、高騰分の数字が12.3%と異なっている。また、農林部では、土地改良区に対する補正予算を計上しているが、

土地改良区が使用する電気は農事用電力として、一般の電気と電気料金体系が違うため、高騰分の数字が異なっている。

施設課長

2 品質低下や下請業者へのしわ寄せを防止し、適正な履行の確保を図るため、埼玉県建設工事低入札価格制度の実施要領に定められた事項について確認する調査を実施している。具体的には、仕様、数量、単価等に誤りはないか、代価表、下請の見積書が適正に積み上がっているか、必要な経費が適切に計上されているかなど調査を行った。その結果、下請業者へのしわ寄せはなく、工事品質を確保できると判断した。

辻委員

- 1 私立学校の光熱費等には、電気料金以外に車のガソリン代等も含まれるのか。
- 2 落札業者は、何を削減して入札金額を下げることができたのか。

学事課長

1 ガソリン代も含まれている。例えば、幼稚園ではガソリンや軽油などが多く使われているが、これらは決算数値に含まれているため、補助額の積算に反映されている。

施設課長

2 主に一般管理費である。

辻委員

企業努力ということか。

施設課長

そのとおりである。

新井委員

- 1 履行期限の延長理由が、新型コロナウイルス感染症拡大や資材価格の高騰に伴い資材 調達に不測の日数を要したためとなっているが、ある程度予測できたと思われる。工事 が遅れた要因を改めて伺う。
- 2 机やいす等の備品を搬入するなど開校の準備があると思う。工事の遅れにより、開校 の時期に影響はないのか。
- 3 落札業者は、総合評価方式においてどのような項目が評価されたのか。

営繕課長

- 1 工事が遅れた要因は、建物の基礎で使用することとなる杭が納品されるまでに時間がかかってしまったことが挙げられる。新型コロナウイルスの流行により、杭製作工場の生産能力が縮小された時期があったためである。また、鋼材の価格高騰により、杭の一部に使用する鋼材の供給が不安定となったことなどが影響したと考えている。これを受け、外部足場の撤去時期が遅れることで、現場の敷き鉄板の搬出作業や排水管などのつなぎこみ作業が進まなくなるため、外構工事の完成が3月にずれることになった。
- 2 次に、開校に支障がないかということについては、当初の予定では12月23日の当 工事完成後に校舎を引き渡し、令和5年1月以降から開校準備として机や備品などを搬

入する予定であった。今回、工期を3月末まで延長することになったが、12月末までには校舎自体はおおむね完成させることが可能であるため、1月以降から始まる校舎内で作業する開校準備に支障がないことは確認している。このため、当初どおり、令和5年4月1日に開校を予定している。

施設課長

3 総合評価方式では、コンクリートの品質管理の工夫、工事の騒音振動を低減するための技術提案だけでなく、配置予定技術者の技術能力、企業の社会貢献度としての災害防止活動の協定等や県内下請の選定なども評価項目としている。差が生じた主な箇所は、このうちの技術提案の項目である。具体的には、課題の一つである周辺環境に対する騒音振動対策に係る提案について、当該業者が最も優れていた。

新井委員

- 1 賃金及び物価の上昇、工期の延長に伴い、約2,500万円の増額となっている。増額の内訳について伺う。
- 2 工事では下請業者を活用していることと思う。変更契約の増額分について、相当分が 下請業者に適切に支払われているか。
- 3 県内経済活性化のためには、県内業者の活用が重要であるが、県内業者や県産資材の 活用についてどのように考えているか。
- 4 今回の入札では5者が手を挙げて、3者が入れ2者が辞退した。入れた3者はJVであるが、何か特段の理由があるのか。

営繕課長

- 1 増額の内容は、いわゆるインフレスライド条項に基づく増額と工期延期に伴う経費の 増額である。インフレスライドについては、労務費が約14%で222万円、残りの約 86%は主に鉄筋や鋼製建具の価格の高騰分で1,365万円である。また、建設工事 に係る経費には、工期が延びた分の経費を加算する必要があるため、98日の延長分約 860万円を増額している。このほか仮囲い、パネルゲート及び敷き鉄板などについて 延長分のリース費用、約700,000円を増額している。これらの合計で約2,50 0万円の増額となった。
- 2 請負業者は、インフレスライド条項に係る手続きの中の承諾書において、下請業者との契約金額の見直しなどを適切に行うことを約束していただいている。請負業者と下請業者の短期間の下請契約では実勢価格で契約しているため、下請業者が不利益を受けることはなく、適切に支払が行われると考えている。一方で、長期間にわたる下請契約では、価格高騰の影響を受けることも考えられる。そこで、本工事の現場代理人に直接確認したところ、下請業者との契約は、工事が長期間にわたる型枠や鉄筋工事などでは、契約期間を短期間に区切り複数回行うことで、実勢価格となるよう配慮しているとのことであった。これらのことから、本工事においては、下請業者が不利益を受けることはないと考えている。今後も下請業者への支払については、適宜確認するなど適切に行われるよう、請負業者を指導していく。

施設課長

3 本工事は、鉄筋コンクリート造の講習施設を建築する工事であり、また、工事額がW TO対象未満であったことから、県内企業での施工が十分可能であると判断し、入札参 加要件を県内企業に限定した。工事の施工に当たって下請企業を使う場合には、県内下請けを選定することが重要であることから、総合評価方式における評価項目としている。また、材料等の利用に当たっては、県産品の利用等に努めることを埼玉県建設工事標準請負契約約款及び埼玉県建築工事特別共通仕様書で規定している。本工事では、エントランスの内装に県産品木材を使用する予定である。これらを踏まえ、県内企業や県産品の利用促進を図っていく。

入札課長

4 工事の公告時に、入札に参加できる形態を、県内業者に限定した2者、若しくは3者による特定建設共同企業体としている。入札参加条件を決めるに当たっては、今回の案件は約15億と高額で大規模な工事であり工事の期間も約1年半で長期間にわたること、様々な工種の工事があり技術力が必要であること、資金調達面から能力を結集して施工体制を確保する必要があると判断した。辞退した方々の個別の理由は確認していないが、単体企業や設計会社であり、参加意欲はあったが入札参加条件に合わず、辞退したと考えている。

柳下委員

- 1 今回の補助は、コロナ禍における物価上昇に対して、保護者に対する追加負担を求めることなく安定した学校運営を行うために、必要な補助である。今後も、光熱費等の上 昇が見込まれており、引き続き支援すべきと考えるが、どうか。
- 2 岩槻はるかぜ特別支援学校の新築工事について、開校時期の見通しはどうか。
- 3 運転免許本部高齢者講習の対象者が増えているが、今後の見通しはどうか。また、収容人数はどれくらいか。

学事課長

1 元々、私立学校の経費には、光熱費等も含め運営費補助が充てられており、例えば光 熱費が上がった分は一定の割合で公費支援が入る。これとは別に、今回の補正は、光熱 費等高騰に係る激変緩和対応で一時支援金として対応させていただくものである。この ことを踏まえ、先ほど答弁した国の動きや今後の物価高騰の動きなど注視しながら、ど ういった対応ができるのか検討していく。

営繕課長

2 98日の工期の延期は行うが、建物自体は12月末におおむね完成することから、1 月以降から始まる校舎内での机や備品を搬入するなどの開校準備には支障がないこと を確認している。このため、令和5年4月の開校に支障はないと考えている。

施設課長

3 本県は、全国トップクラスのスピードで高齢化が進行することに伴い、今後受講待ち日数の更なる増加が見込まれるため、新たな高齢者講習施設を建築することとなった。これにより、受講者の平均待ち日数が、令和4年3月末時点の約50日から令和6年度中には約20日に短縮され、全国水準と比べてスピーディーに講習等が受けられる体制となる。認知機能検査及び高齢者講習の受入れ枠については、一年当たりそれぞれ約40,000人分確保することができる。

【知事提出議案に対する質疑(県民生活部関係)】

浅井委員

- 1 新型コロナウイルスの影響で障害者のスポーツ離れが進んでいるとのことだが、現在の状況はどうか。特に、ボッチャについては、私も友人と取り組んだことがあるが、現在の状況はどうか。
- 2 今後、スポーツ離れの解消に向けて、どのように取り組んでいくのか。
- 3 障害者交流センターや特別支援学校は、今後具体的に何をするのか。

スポーツ振興課長

- 1 令和3年度にスポーツ庁で「障害児・者のスポーツライフに関する調査」があり、その中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、「スポーツをする機会が減少した」と答えた割合が31.8%であった。また、障害者交流センターのスポーツ施設の利用人数について、令和元年度は112,000人あったのに対し、令和2年度は20,00人、令和3年度は44,000人であり、大きく減少している。ボッチャの状況についてであるが、今年度もボッチャ大会を開催する予定である。定員の倍以上の申込みがあり、どのように実施するか検討しているところである。
- 2 機会や場所について提供していくことを考えている。今回購入するパラスポーツ用具 を活用して、パラスポーツイベントの実施や参加人数を増やす取組をしていきたい。ま た、障害の種類に応じた施設側の配慮事項を紹介するなど、障害者が学校や体育施設な ど身近なところでスポーツに親しめるよう情報発信に努めていく。
- 3 障害者交流センターでは、バスケットボール用の競技用車いすを購入して、センターで行う事業に使うほか、県が主催する小中学校での体験会でも活用する。また、特別支援学校では、体育施設の開放時や、近隣の障害者施設、小中学校、高校との交流時に使用する。

岡村委員

- 1 何校の特別支援学校でパラスポーツ用具を買う予定なのか。また、学校の希望を聴い たのか。
- 2 予算に限りがある中、障害者交流センターと特別支援学校の配分について、国から何か示されているのか。
- 3 市町村が事業を実施することはできるのか。
- 4 例えば、ゴールボールであれば肘当てやゴーグルなどが必要であるが、そのようなものも購入できるのか。

スポーツ振興課長

- 1 6校である。46校全ての特別支援学校に、教育局を通じて丁寧に御説明いただいた 上で希望を聴いた。
- 2 国の示す上限額に達していないため、制限はしない。
- 3 市町村はそれぞれが申し込むことができる。今回、市町村に対しても照会しており、 鴻巣市と杉戸町が応募している。
- 4 競技に関係する小物、用具も購入できる。

柳下委員

1 日本パラスポーツ協会から委託を受けて、障害者のスポーツ用具を購入するというこ

とか。

- 2 補正予算額800万円は少ないのではないか。
- 3 バスケットボール用の車いすは、何台購入する予定か。また、算出根拠について伺う。
- 4 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の取消しの申出は、これまでどれくらいあった のか。また、どのような理由で取消しの申出があったのか。

スポーツ振興課長

- 1 日本パラスポーツ協会からの全額委託事業である。
- 2 国の第1次募集では上限1,500万円、第2次募集では上限500万円であった。 両方とも市町村、特別支援学校、障害者交流センターに希望を聴き、全てを申請の対象 としている。
- 3 障害者交流センターのバスケットボール用に車いすを4台購入する。センターにおいては、車いすを体育館のフロアに置いた状態にはできず、収納場所に非常に苦慮している。また、特別支援学校についても、パラスポーツ用具を使った地域住民、健常者との交流イベントを令和5年2月15日までに行う必要があり、期限内にイベントを実施することが困難であると聞いている。以上から、申請の上限に達する申込みがなかったものである。

共助社会づくり課長

4 取消しの申出は過去に6件あった。うち1件は、特定非営利活動促進法に定められる、 指定よりも有利な税額控除が受けられる「認定NPO法人制度」が活用できるようになったため、取消しの申出を行ったものである。今回のさいたまNPOセンターの取消し 理由も、こちらが該当する。その他は、寄附金に頼らず、補助金や事業収入等で十分運営ができるため、指定の更新が不要になったものである。

柳下委員

車いすの収納場所がなかないとのことだが、確かに、特別支援学校を視察すると、 廊下に物がたくさん置いてあったり、教室もカーテンで区切っていたりする。新たに学校 をつくる場合も含めて、車いすが何台か置けるようなところを設置していくことが必要と 考えるが、どうか。

スポーツ振興課長

学校の施設の整備については、所管する教育委員会とよく情報共有し進めていきたい。

新井委員

県のイベント開催地は、大きな都市が中心となっている。障害者が気軽にスポーツをするには、パラスポーツイベントを県内地域で満遍なく実施する必要がある。パラスポーツイベントを開催する場所の決定について、考え方を伺う。

スポーツ振興課長

統計上、障害者がスポーツを行う場所は、自宅、あるいは入所している施設が一番多い。 次に、公共施設、民間スポーツ施設、学校と続く。今回の事業については、公共施設である障害者交流センター、学校で、パラスポーツ用具を活用していく。今年度、彩の国ふれあいピックは熊谷スポーツ文化公園で実施しているが、開催場所についてもよく検討し進

【知事提出議案に対する討論】

なし

【議第28号議案に対する質疑】

立石委員

個室を設けているにもかかわらず、条例の対象外となる店舗があるのか。そのような店舗があるとしたら、不公平ではないか。

荒木議員

今回の条例改正は、個室を設けて、個室内で図書等の閲覧やインターネットの利用ができる店舗を対象としており、インターネットカフェや、漫画喫茶、個室DVD鑑賞店を想定している。例えば、カラオケボックス店は、インターネットカフェ等と、店舗内の構造や設備が異なり、立てこもりの犯罪を防止する必要性が低いと判断し、対象外とした。また、対象の範囲は、業態ごとの店舗の構造や設備をはじめとした諸要素を総合的に考慮して判断したので、公平性は担保されていると考える。

立石委員

施行日が令和5年4月1日となっているが理由は何か。

荒木議員

第18条第4項は、執行部が指針を定めることとしている。執行部と協議した結果、指針を定めるに当たっては、事業者や県民から意見聴取等の期間が必要と考えるので、令和5年4月1日に施行することとした。このスケジュールが最短であると考えている。御理解いただきたい。

岡村委員

- 1 2回の立てこもりで、従業員が自分の身をどのように守るのか、日頃から心掛けが大切であることが明らかになった。条文に、「従業員に対する防犯に係る指導」とあるが、 どのような指導を想定しているのか。
- 2 「犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備」とあるが、具体的に何を 想定しているのか。
- 3 10月5日の本会議で、我が会派の井上議員が、一般社団法人日本複合カフェ協会と 意見交換でどのような意見が出たかと質疑し、荒木議員は、対象店舗での入店確認につ いて意見が出たと答弁した。実際に、日本複合カフェ協会のガイドラインにも、会員制 度の採用について書かれており、東京都でも、条例でインターネットを利用する際は免 許証の提示などで入店確認をすることとなっている。入店確認について、あえて条例に 記載しなかった理由は何か。

荒木議員

- 1 執行部が従業員に対する指導事項等を示すことで、事業者から従業員への指導がなされることを想定している。
- 2 防犯ブザーのような非常通報装置、外から鍵を開けられるようなシステムを想定して

いる。

3 本人確認については、具体的な対策事項と考えており、他の条文とのバランスが取れなくなってしまうと考えたので、記載していない。本人確認については、第18条第3項の「その他必要な措置」の中に位置付けられると考えている。また、第4項に規定している指針の中に盛り込むことを想定している。

辻委員

- 1 犯罪の防止に配慮した構造について、先ほどの答弁で、外から鍵を開けることができる構造などの例示があった。しかし、大宮区の事件は、外から鍵を開けようとしたけれども、鍵穴に何かを詰められて、開けられなかったというものであった。外からの開錠が可能な構造でも、開けられなくなることもあり得る。運用の範ちゅうかもしれないが、現時点でどのように考えるか。
- 2 条例改正後、事業者の措置状況について、県はどのように把握するのか。

荒木議員

- 1 大宮区の事件は、内鍵を掛け、外からその鍵穴に物を詰めたという計画的な犯行であったと認識している。緊急時に外から鍵を開けられるようなシステムにカードリーダーキーを取り入れることで、鍵に物を詰められてしまうことが発生しないような対策を考えている。ただ、その対策を破る犯罪が起こる可能性もあるので、適宜、見極めながら対応していきたい。
- 2 条例や指針に基づいて、執行部が対象店舗に指導をしていく中で、状況を確認していくと考える。具体的な確認方法についても、指針の策定に合わせて、執行部が検討していくと考える。

柳下委員

- 1 防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備、その他必要な措置を講ずるとあるが、日本やアジアのネットカフェを比較調査してきた群馬大学の平田知久准教授が、大宮区や川越市の事件を受けて、ネットカフェで個室が求められる背景として、日本人のインターネットの使い方が関係しており、完全に安全、安心な場所を作るならば、死角はどうしても出てくると説明している。実際に個室のニーズがある以上、現実的には難しいのではないかと安全と防犯を両立させる課題についても述べている。私もこの問題についてはなかなか難しいと考える。このような専門的な大学の准教授の指摘について、どのように受け止めているのか。
- 2 インターネットカフェは、確かに旅館とは違うが、24時間営業で、毛布の貸出しも 行っているから、泊まることもできる。犯罪が起きた場合のことを想定し、身分証明書 や自動車の免許証の提示など、本人確認が必要と考えている。条例で利用者の本人確認 を義務付けているのは東京都のみと聞くが、東京都ではどのような効果が出ているのか。
- 3 日本複合カフェ協会との意見交換のおける本人確認についての意見に対しては、指針 を定め行うとのことだが、条例上の根拠はどこにあるのか。また、条例を改正しなくて も、本人確認はできるのか。

荒木議員

1 条例の対象範囲と想定しているインターネットカフェや漫画喫茶、個室DVD鑑賞店 は、プライベート空間が売りであるので、事業者の主たる営業スタイルをしっかりと担 保していく。しかしながら、事件も防いでいかなければならないとの観点から、条例改正案を提出した。インターネットカフェ等の店舗内において、従業員の安全について、 県及び県警察が事業者に指導を行うための根拠を明確にするために、新たに第3項と第4項を規定した。これらの条文をもって、今後指導を行い、痛ましい事件の防止に努めていけると考える。

- 2 日本複合カフェ協会の役員の方々と意見交換した中では、本人確認の義務付けは効果があるという指摘があった。
- 3 本人確認については、第18条第3項のその他必要な措置に位置付け、運用については、第18条第4項に規定する指針に盛り込むことを想定している。また、本人確認を規定する文言は入っていないので、今回の条例改正によって、初めて本人確認ができるものと考える。

【議第28号議案に対する討論】

なし